

NEWS LETTER

9月1日は防災の日です。また9月は台風などによる風水害が多発する季節でもあります。この時期だからこそ、自社の防災対策の見直しをしてみてもいいのではないでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

9

2016



■ 来年より拡大となる 雇用保険被保険者の範囲

- 競業避止義務とは
- 9月から厚生年金保険の
保険料率が引き上げられます
- 健康診断実施後のフォローと
監督署によく指摘される事項

社労士法人HRビジネスマネジメント

東京都港区芝公園1-2-4 STビル4F

TEL : 03-5402-8491 / FAX : 03-5402-8494

来年より拡大となる 雇用保険被保険者の範囲

平成28年3月29日に成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」により、雇用保険料率の変更や、介護休業給付の給付率の引上げが行われました。これらの他にもこの法律により、平成29年1月には、雇用保険の被保険者範囲の拡大、平成32年度からは雇用保険料の免除制度の廃止が決まっています。そこで、今後の変更点について確認しておきましょう。

1.雇用保険の被保険者の適用拡大

雇用保険は1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ、31日以上雇用見込がある場合に被保険者となりますが、65歳以降に新たに入社した人については、この条件に関わらず被保険者にはならないとされています。ただし、65歳以前から適用事業所に引き続き被保険者として雇用されている場合には、高年齢継続被保険者として65歳以降も継続して被保険者として取扱われます。

これについて、平成29年1月1日からは65歳以降に新たに入社した人も、条件を満たせば雇用保険の被保険者となることになりました。

なお、平成29年1月1日時点で、入社時にすでに65歳以上であったために雇用保険の被保険者となっていない人も被保険者となり、平成29年3月31日までに手続きを行うこととされました。該当者がいないかを確認の上、手続きの準備を進めておきましょう。

2.65歳以上の人に対する給付

65歳以上の被保険者で一定の要件を満たして退職し、求職活動をする場合には、基本手当ではなく、被保険者であった期間に応じた

高年齢求職者給付金（一時金）が支給されることになっています。来年から新たに被保険者となる65歳以上の人についても、高年齢求職者給付金が支給されることになります。

さらに、現在は支給対象外となっている介護休業給付や、教育訓練給付等についても支給対象となります。

3.平成32年度から始まる保険料徴収

現状、年度初日（4月1日）時点で満64歳以上の被保険者については、雇用保険料が被保険者負担分、事業主負担分ともに免除されています。今回の被保険者の適用拡大にあわせ、この免除制度が廃止され、原則どおり保険料の徴収が行われることとなります。ただし、経過措置として平成31年度分までは現状の免除制度が継続されるため、実際には平成32年度から、年齢に関わらず全員が雇用保険料の徴収の対象となります。



被保険者の適用拡大に伴い必要となる届出等に関しては、今後詳細が決定され、案内が行われることになっています。また、高齢者を多く雇用している事業主にとっては、今後、保険料の負担が大きくなることから、高齢者を一定割合以上雇用した場合の助成措置等を導入することが予定されています。これらの情報にも注目していきましょう。

競業避止義務とは

このコーナーでは、人事労務管理で頻繁に問題になるポイントを社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

知り合いの会社で、従業員が同業に転職したことにより、会社の機密情報が漏れてしまったという話を聞きました。会社として何か対策をしたいところですが、同業に勤務しないと誓約させることはできるのでしょうか？



総務部長

なるほど。同業で勤務しないことを誓約させることについては、在職中と退職後に分けて考える必要があります。まず、在職中については、従業員は、同業の会社と掛けもち勤務をしたり、競合となるような事業を自分で営んだりすることはできない（競業避止義務）とされています。



社労士

なるほど。競業避止義務があるのですね。そのような内容を就業規則に記載する必要がありますか？



そうですね。就業規則に定めておくべきでしょう。次に退職後については、就業規則や当事者との個別の契約に定めがあれば、一定の範囲で競業避止義務を課することが可能とされています。そもそも従業員には職業選択の自由があり、際限なくこの競業避止義務が課せられると、この自由を侵すことに注意しなければなりません。



確かに、これまでの経験を活かして同業に転職することが制限されると、転職が難しくなりますね。ただ、一定の範囲とは具体的にどのようなものになるのでしょうか？



競業避止義務を課す期間や場所の範囲などを、合理的な範囲で限定しておくことになります。また、一般社員やパートタイマーなど機密情報に触れる機会が少ない人については、同業への転職を制限する合理性がありませんので、制限すること自体が難しくなります。



なるほど。競業避止義務を課することができるか否かを検討し、課すことに合理性がある人については、個別に誓約書を結ぶなどの対応が必要ですね。



また同業への転職に関して、守秘義務についてはこの競業避止義務とは別に考える必要があります。



顧客情報や会社の機密情報を持ち出さないように、守秘義務についても対策をしておくことが重要ですね。



はい、守秘義務について退職時に誓約させるということもありますが、これは在職時においても重要です。そのため、入社タイミングにも誓約させて、情報管理に関する意識付けを行っておくことが好ましい対応になるでしょう。



【ワンポイントアドバイス】

1. 退職後の競業避止義務は、一定の合理的な範囲においてのみ認められる。
2. 退職後に競業避止義務を課す際には、就業規則または個別の契約に定めが必要で、競業避止義務を課す期間や場所の範囲などを限定しておくべきである。

9月から厚生年金保険の 保険料率が引き上げられます

平成16年に行われた年金制度の改正により、厚生年金保険の保険料率は平成29年まで毎年9月に0.354%ずつ引き上げられることになっています。これにより平成28年9月からの厚生年金保険料率は18.182%となり、これを労使折半で9.091%ずつ負担します。具体的な保険料額は下表のとおりとなっています。※協会けんぽの健康保険料率については変更ありません。

[表 平成28年9月からの厚生年金保険料額] (単位: 円)

等級	標準報酬		報酬月額		全額	折半額
	月額	日額			18.182%	9.091%
			円以上	円未満		
1	98,000	3,270	~	101,000	17,818.36	8,909.18
2	104,000	3,470	101,000	~ 107,000	18,909.28	9,454.64
3	110,000	3,670	107,000	~ 114,000	20,000.20	10,000.10
4	118,000	3,930	114,000	~ 122,000	21,454.76	10,727.38
5	126,000	4,200	122,000	~ 130,000	22,909.32	11,454.66
6	134,000	4,470	130,000	~ 138,000	24,363.88	12,181.94
7	142,000	4,730	138,000	~ 146,000	25,818.44	12,909.22
8	150,000	5,000	146,000	~ 155,000	27,273.00	13,636.50
9	160,000	5,330	155,000	~ 165,000	29,091.20	14,545.60
10	170,000	5,670	165,000	~ 175,000	30,909.40	15,454.70
11	180,000	6,000	175,000	~ 185,000	32,727.60	16,363.80
12	190,000	6,330	185,000	~ 195,000	34,545.80	17,272.90
13	200,000	6,670	195,000	~ 210,000	36,364.00	18,182.00
14	220,000	7,330	210,000	~ 230,000	40,000.40	20,000.20
15	240,000	8,000	230,000	~ 250,000	43,636.80	21,818.40
16	260,000	8,670	250,000	~ 270,000	47,273.20	23,636.60
17	280,000	9,330	270,000	~ 290,000	50,909.60	25,454.80
18	300,000	10,000	290,000	~ 310,000	54,546.00	27,273.00
19	320,000	10,670	310,000	~ 330,000	58,182.40	29,091.20
20	340,000	11,330	330,000	~ 350,000	61,818.80	30,909.40
21	360,000	12,000	350,000	~ 370,000	65,455.20	32,727.60
22	380,000	12,670	370,000	~ 395,000	69,091.60	34,545.80
23	410,000	13,670	395,000	~ 425,000	74,546.20	37,273.10
24	440,000	14,670	425,000	~ 455,000	80,000.80	40,000.40
25	470,000	15,670	455,000	~ 485,000	85,455.40	42,727.70
26	500,000	16,670	485,000	~ 515,000	90,910.00	45,455.00
27	530,000	17,670	515,000	~ 545,000	96,364.60	48,182.30
28	560,000	18,670	545,000	~ 575,000	101,819.20	50,909.60
29	590,000	19,670	575,000	~ 605,000	107,273.80	53,636.90
30	620,000	20,670	605,000	~	112,728.40	56,364.20

9月分より変更すべき社会保険料

9月は保険料率の引き上げと共に、社会保険の定時決定（算定基礎）により決定された健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額を変更する時期となります。具体的な手続きとしては、給与から控除する保険料率および標準報酬月額を変更した上で、従業員へ決定された標準報酬月額を通知します。

なお、社会保険料控除のタイミングは会社によって異なるため、9月分の保険料をいつ支払う給与から控除するのかを確認しておきましょう。

この他、社会保険料に関しては平成28年4月よ

り、健康保険の標準報酬月額の上限額が121万円から139万円へ引き上げられました。また、累計標準賞与額も年間上限額が540万円から573万円に引き上げられています。

そして平成28年10月からは、厚生年金保険の標準報酬月額の下限に1等級（88,000円）が加わることになっています。この変更に関与する人の取扱いについては今後、情報が出てくるかと思いますので、確認の上、給与計算において社会保険料の控除額に誤りがないように注意しましょう。

健康診断実施後のフォローと 監督署によく指摘される事項

定期健康診断（以下、「健康診断」という）を秋に実施している企業も多いのではないのでしょうか。そこで今回は、健康診断実施後において、企業に求められるフォローと、健康診断に関して労働基準監督署によく指摘される事項についてみておきましょう。

1. 有所見者への対応

健康診断を受診した後は、医師等により異常がないか、異常の所見がある（有所見）かが診断されることになっています。平成27年の有所見者の割合（有所見率）をみると53.6%となっており、過半数の労働者が有所見者という状況になっています。

この有所見者については、医師等からの意見を聴取し、下表の就業区分と就業上の措置があれば、その内容を健康診断結果へ医師等に記載してもらうことになります。そして、この医師等の意見を勘案し、会社がその必要があると認めるときは、その労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じたり、医師等の意見を衛生委員会等へ報告したりするなどの対応が求められます。

労働基準監督署の調査では、この有所見とされた後の医師等からの意見聴取を行っていないとして、是正勧告が行われる事例が多くなっていますので、いま一度、健康診断結果を確認しておきましょう。

2. 診断結果に応じた勧奨

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者については、医師や保健師による保健指導を受けるように勧めることで、健康への意識が高まります。

また、有所見者のうち、一定の項目に異常の所見があると診断された場合には、労災保険法に基づく二次健康診断を受診することができます。受診の義務付けはできませんが、受診を勧めることを検討しましょう。

表 医師からの意見聴取の内容

区分	内容	就業上の措置の内容
通常勤務	通常勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負担を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負担の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

この他、常時雇用する労働者数が50人以上の事業場については、健康診断の結果を所轄労働基準監督署に提出することになっていますので、実施後、確実に提出しておきたいものです。

国勢調査にみる労働力人口の推移

少子高齢化に伴う労働力人口の減少や、企業における人材不足は大きな問題となっています。ここでは、平成28年6月に発表された国勢調査の抽出速報集計結果（※）から、最新の労働力人口とその推移などをみていきます。

労働力人口の推移

平成27年の15歳以上人口は1億934万人、うち労働力人口は6,075万人となりました。15歳以上人口は22年が最多ですが、労働力人口は12年以降、減少傾向にあります。男女別では、男性は12年から減少が続いており、女性も22年から減少に転じています。労働力率については、男性は低下していますが、女性は17年以降わずかに上昇しています。

15歳以上人口および労働力人口の推移（千人、%）

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
15歳以上人口	105,426	108,225	109,764	110,277	109,340
労働力人口	67,018	66,098	65,400	63,699	60,753
男性	40,397	39,250	38,290	36,825	34,321
女性	26,621	26,848	27,110	26,874	26,432
労働力率	63.9	62.1	61.5	61.2	59.8
男性	79.4	76.5	75.3	73.8	70.8
女性	49.3	48.7	48.8	49.6	49.8

総務省統計局「平成27年国勢調査抽出速報集計結果」より作成

年齢階級別にみる労働力人口

27年の労働力人口は、男女とも40～44歳が最も多くなりました。また男女とも、40代の労働力人口が他の年代に比べて多くなっています。なお男性は、20代よりも60代の労働力人口が多い状況です。

労働力率が最も高いのは、男性が35～39歳、女性が25～29歳です。男性では、25～59歳までが90%を超えており、女性は25～54歳までが70%を超えました。

少子高齢化の進展により若年人口が減少し、労働力人口も男性の減少が目立っています。企業は労働力人口の推移も考慮して、自社の人材採用・育成を進めていくことが大切です。

平成27年年齢階級別労働力人口と労働力率（千人、%）

	男		女	
	労働力人口	労働力率	労働力人口	労働力率
全体	34,321	70.8	26,432	49.8
15～19歳	434	15.4	383	14.2
20～24歳	1,950	69.0	1,865	69.7
25～29歳	2,659	94.2	2,225	80.9
30～34歳	3,041	96.5	2,282	72.4
35～39歳	3,572	97.0	2,657	72.4
40～44歳	4,239	96.8	3,312	75.7
45～49歳	3,783	96.5	3,093	78.0
50～54歳	3,486	95.7	2,831	76.4
55～59歳	3,267	94.0	2,508	69.6
60～64歳	3,164	80.6	2,164	52.3
65～69歳	2,506	56.4	1,633	34.0
70～74歳	1,229	35.9	811	20.4
75歳以上	993	16.5	667	7.0

総務省統計局「平成27年国勢調査抽出速報集計結果」より作成

（※）総務省統計局「平成27年国勢調査抽出速報集計結果」

国勢調査のすべての調査事項に関する主要な統計表を早期に提供するもので、集計は全世帯の約100分の1を抽出して行われました。そのため結果数値は今後発表される全数集計による結果数値とは必ずしも一致しません。労働力人口とは就業者と完全失業者を合わせた人数をいい、労働力率とは15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く）に占める労働力人口の割合のことをいいます。詳細は次のURLのページから確認できます。

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka.htm>

中小企業の事業でのインターネット利用状況

企業（従業者数100人以上）のインターネット普及率は、総務省によると平成26年末時点で99.6%になっています。では、中小企業のインターネット利用状況はどうなっているのでしょうか。ここでは、信金中央金庫地域・中小企業研究所が28年6月に発表した資料（※）から、中小企業の事業上のインターネット利用状況をみていきます。

50%弱が自社ホームページを開設

上記資料から、中小企業のインターネット利用状況と業種別の自社ホームページ（以下、HP）開設割合をまとめると、表1のとおりです。

【表1】インターネットの利用・自社HPの開設状況（％）

業種	利用している			利用していない
		自社HP開設している	自社HP開設していない	
全体	75.2	49.2	26.1	24.8
製造業	77.4	51.8	25.5	22.6
卸売業	74.7	47.1	27.6	25.3
小売業	62.7	37.7	25.0	37.3
サービス業	76.3	54.2	22.0	23.8
建設業	80.0	46.5	33.6	20.0
不動産業	83.6	63.9	19.6	16.4

信金中央金庫地域・中小企業研究所「中小企業における事業上の情報収集・発信について」より作成

インターネット利用割合は全体で75.2%、うち自社HPの開設割合は49.2%となりました。ちなみに前回（18年）の結果では、インターネット利用割合は67.3%、自社HP開設割合は32.2%であり、10年経ってHP開設割合が50%程度になったこととなります。

業種別では、製造業、サービス業、不動産業で自社HP開設割合が50%を超えています。一方、小売業は37.7%と最も低くなりました。

情報発信でのインターネット活用

次に広告や宣伝、販売チャネルなど取引推進上の情報発信媒体として、インターネットを活用している割合をまとめると表2のとおりです。

【表2】取引推進上の情報発信におけるインターネットの活用状況（％）

	自社HP (ブログ含む)	インターネット (HP以外)
全体	33.5	16.9
製造業	36.5	15.6
卸売業	30.8	16.3
小売業	23.3	15.4
サービス業	37.2	20.0
建設業	32.5	12.7
不動産業	43.6	30.1

信金中央金庫地域・中小企業研究所「中小企業における事業上の情報収集・発信について」より作成

取引推進上の情報発信に自社HPを活用している割合は全体で33.5%、HP以外のインターネットを利用している割合は16.9%となりました。前回（24年）の調査では、自社HPが29.7%、インターネットが15.5%であり、今回の結果ではわずかに割合が高くなりました。

中小企業でも、これからインターネット利用を進める企業もあるでしょうが、利用目的を明確にするとともに、その効果についても定期的に確認し、必要に応じて利用方法を変化させていくことが必要でしょう。

（※）信金中央金庫地域・中小企業研究所「第164回全国中小企業景気動向調査【特別調査 中小企業における事業上の情報収集・発信について】」

平成28年6月に実施された調査です。有効回答数は14,106企業で、そのうち72.1%が従業員数20人未満の企業です。詳細は次のURLのページで確認できます。<http://www.scbri.jp/PDFtyuusyoukigyoyou/release/release164.pdf>

台風シーズンを迎えますので、防災や安全対策の見直しを図り、万が一に備えておくことが大切です。

2016年9月

お仕事備忘録

1. 9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定

2. 社会保険料 定時決定結果の反映（9月より）

3. 障害者雇用支援月間

4. 内定式の準備

5. 防災や安全対策の見直し

1. 9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定

今月分から厚生年金保険料が変更になり、0.354%引き上げられます。その結果18.182%となります。変更後の保険料率は平成28年9月分（10月納付分）から平成29年8月分（9月納付分）まで適用されますので、給与からの控除間違いのないように注意が必要です。

2. 社会保険料 定時決定結果の反映（9月より）

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分（10月末納付分）からです。従業員の給与からの社会保険料控除（翌月控除、当月控除）については各々の取扱いをご確認ください。

3. 障害者雇用支援月間

9月は障害者雇用支援月間です。平成27年4月から障害者雇用納付金制度の申告対象事業主が拡大され、常時雇用している従業員数が100人を超え200人以下のすべての事業主も対象となりました。特に障害者の法定雇用率を満たしていない企業は、障害者雇用に向けて採用活動を強化しましょう。

4. 内定式の準備

日本経済団体連合会の採用選考に関する指針に基づき、新卒者の正式な採用内定を10月1日とし、当日に内定式を予定されている企業も多いことでしょう。よって9月の早い時点で当日のスケジュールを検討し、内定者に通知を行うことが求められます。遠方から参加する学生については、宿の手配も必要になり、内定通知書の授与を行う場合はその準備、研修を行う場合は講師への依頼や資料の準備などがあります。是非とも、この内定式を交流の図れる機会としたいものです。

5. 防災や安全対策の見直し

[防災対策]

9月1日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策の見直し機会と捉えて、再点検しましょう。

☐ 大雨で雨もりがしてしまうかも！

施設や工場等、適宜点検・修理依頼をしましょう。

☐ 万が一が起きてしまう前に！

ライフラインが途絶えてしまう危険も考え、日頃からの準備が肝要です。

・非常時用の医薬品等の準備或使用期限等の見直し

・書類を重要度に応じた表示や区分をして整理

避難経路、避難場所、緊急連絡網の整備もしましょう。

[安全運動]

秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日にかけて行われます。悪質・危険運転に対する罰則強化（自動車運転死傷処罰法・平成26年5月施行）、業務上の自動車運転につき事業主は従業員に正常な運転に支障が生じる恐れがある病気の有無の確認（改正道路交通法・26年6月施行）、自転車の危険行為の取締り強化（改正道路交通法・27年6月施行）など、ここ数年に渡って改正が行われています。この機会に安全運転の徹底を強化しましょう。

お仕事 カレンダー

2016.9

台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れ等のトラブルに備えた整備（取引先への連絡手段、代替手段など）もしておきましょう。



日	曜	日	六曜	項 目
1	木	友引		
2	金	先負		
3	土	仏滅		
4	日	大安		
5	月	赤口		
6	火	先勝		
7	水	友引	白露	
8	木	先負		
9	金	仏滅		
10	土	大安		
11	日	赤口		
12	月	先勝		●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（8月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
13	火	友引		
14	水	先負		
15	木	仏滅		
16	金	大安		●新卒高校生の採用選考・内定開始
17	土	赤口		
18	日	先勝		
19	月	友引	敬老の日	
20	火	先負		
21	水	仏滅		●秋の全国交通安全運動（～30日まで）
22	木	大安	秋分 秋分の日	
23	金	赤口		
24	土	先勝		
25	日	友引		
26	月	先負		
27	火	仏滅		
28	水	大安		
29	木	赤口		
30	金	先勝		●健康保険・厚生年金保険料の支払（8月分）